令和 5 年 1 2 月 2 6 日 第 1 2 5 6 1 号

10 -	- 1 2)		Н																			712	5017
〇 保安林の指定予定の指定	〇 岡山セラミックスセンターの指定管理者の指定	管理者の旨	及び障害者支援施設の指定管理者の指定	○ 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所	の指定	○ 岡山県聴覚障害者センターの指定管理者	の指定	○ 岡山県視覚障害者センターの指定管理者	注 用	○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申	【告示】	(以上県例規集登載)	則の一部を改正する規則	○ 岡山県農林水産総合センター条例施行規	部を改正する規則	安全性の確保等に関する法律施行細則の一	○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び	【規則】		目次			山 長 え 長
治 山 課	産業振興課			"		"		障害福祉課		環境管理課				農政企画課			医薬安全課			担当課(室)		有 日 月 月	T L
【内水面漁場管理委員会】	〇 水産動植物の採捕の禁止の指示 (発区消費計畫製造会)	再て 魚 巻 周 巻 歩 員 (県	する規則	〇 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正	【公安委員会】	〇 令和五年度の監査の結果の公表	【監査公表】	(県例規集登載)	する規程	〇 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正	【企業局】	〇 随意契約の相手方の決定	· "	· "	の完了	〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事	〇 農業振興地域の区域の変更	【公告】	〇 決算の要領	定	〇 漁船保険付保義務発生のための同意の認	\(\sigma\)	目次
会	海区漁業調整委員			交通規制課		監査事務局				総務企画課		教育委員会	"	"		建築指導課	農村振興課		会計課		水産課	"	担当課(室)

令和5年12月26日 第12561号

種の増殖についての指示保安林の指定予定の正誤	目次
漁 業 権 魚	
治 員 内 山 会 課 課 場管 理委	担当課(室)
	目次
	担当課(室)

第12561号 令和5年12月26日 岡山県公報

を改正する規則を次のように定める。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部の岡山県規則第七十四号

令和五年十二月二十六日

一部を改正する規則医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行岡山県知事 伊原木 隆 太 1細則の

三十九年岡山県規則第五号) 第三条第一項中「毎年一月三十一日」を「毎年三月三十一日」に改める。|十九年岡山県規則第五号)の一部を次のように改正する。|医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (昭 和

この規則は、 令和六年一月五日から施行する。

岡山県公報 第12561号 令和5年12月26日

山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

和五年十二月二十六

太

部を次 のように改正する。 (平成二十二年岡山県規則第十六号) 0)

目次中「第四十七条」を「第四十六条」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改め

出しなければ」を「校長に届け出なければ」に改める。 を「連帯保証人」に改め、同条第二項中「保証人」を「連帯保証人」に、「誓約書を提第三十五条第一項中「入学を許可された」を「入学試験に合格した」に、「保証人」

一条ずつ繰り上げる。第三十六条を削り、 第三十七条を第三十六条とし、第三十八条から第四十三条までを

とする。 第四十四条中第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を加え、 同条を第四十三条

正当な理由がなく、出席が常でない者

第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

第四十七条中「センター長」を「校長」 同条を第四十六条とする。

第四十八条を第四十七条とする。

公布の 日から施行する。

◎岡山県告示第六百七号

要は、次のとおりである。 第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項及び第八条

ついての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧になお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響に

令和五年十二月二十六日

 岡山県知事
 伊原木
 隆

太

甲請の概要

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 所 岡山県備前市久々井1775-1
- 名 代表取締役社長 片山 峰伸
- 工場又は事業場の名称及び所在地番、留山+鵬東只井ゴ合料

(3) 特定施設に関する事項

区								分		新	設	新	設	新	設	新	設
種								類	47-ホ 医薬品 ラバ	製造業	美の用に供す 争施設(スク	47-ホ 医薬品製造 る廃ガス洗 ラバー2)	業の用に供す 浄施設(スク		業の用に供す 争施設(スク	47-ホ 医薬品製造業 る廃ガス洗料 ラバー4)	美の用に供す 争施設(スク
能								力	50L/r	min		同左		17L/min		60L/min	
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	許可後	直ちに		同左		同左		同左	
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	許可後	直ちに		同左		同左		同左	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	令和6	年2月	1 日	同左		許可後直ちん	۲	同左	
使用の使	時間	間隔及 季節的	び1日 変動が	l当たり ぶあるり	りの使 場合は	見用時間 その相	間並びり 既要	にそ	連続9	時間		同左		2か月に1回	回(30分/回)	連続9時間	
使用	時には	おいて 施設か		区			分		通	常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大
ら排	出さは	心るだれる な状態	水	、 量							92L/月1回			0.5 m³/	/2か月1回	0.4	2㎡/年1回
の通	常の値	を 直及び 位びに	р	Н						2.4	2. 4			1.4	1.4	2. 4	2.4
当該	汚水等	上の通 等最大	В	OD	(mg/	L)				120	120			0.6	0.6	120	120
の量		J'AX J	С	OD	(mg/	L)				270	270			0.5未満	0.5未満	270	270
			S	S	(mg/	(L)				18	18			1未満	1未満	18	18
			油	分	(mg/	L)			0. 5	5未満	0.5未満			0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
			Т	. – N	(mg/	(L)				360	360			0.66	0.66	360	360
			Т	` — P	(mg/	L)			4	2未満	2未満	同左		0.027	0.027	2未満	2未満
			大	腸菌	詳数((個/c	em³)			0	0			0	0	0	0
			鉛	及びる	その化	合物	(mg/)	L)		0.15	0. 15			_	_	0.15	0.15
			础	上素及で	びその	化合物	勿(mg/	L)	(0.006	0.006			_	_	0.006	0.006
			水の	(銀及で)水銀(ゾアル 比合物	キルフ J (mg/	水銀その / L)	の他	0.000	5未満	0.0005未満			_	_	0.0005未満	0.0005未満
			化イ	ンモン 合物、 首酸化る	ニア、 亜硝 合物 (アンニ 育酸化台 (mg/]	モニウ <i>、</i> 合物及で L)	ムび		210	210			_	_	210	210

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
- 変更なし(5)排水口に関する事項

排水口番号	排水口①						
区 分	変見	 更前	変更後				
	通常	最大	通常	最大			
水 量(㎡/日)	145	198	145[138]	198			
р Н	6.8~7.8	5~9					
BOD (mg/L)	10	40					
COD (mg/L)	5	20					
S S (mg/L)	10	40	同左				
油 分 (mg/L)	1未満	5					
$T-N \ (mg/L)$	2.5	10					
T-P (mg/L)	0. 25	1. 5					
大腸菌群数(個/cm²)	1,000個以下	3,000個以下					

[]は6月~9月の平日の隔日

- 2 縦覧の期間及び場所 (1) 期 間 令和5年12月26日から令和6年1月16日まで (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。 岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例(昭和六十年岡山県条例第八号)第十二条第一◎岡山県告示第六百八号

令和五年十二月二十六日

原 木

隆

太

岡山県視覚障害者センター岡山市北区西古松二六八番地の管理を行わせる施設

<u>の</u>

指定管理者となる団体

岡山市中区土田九六番地一

社会福祉法人岡山県視覚障害者協会

指定の期間 片岡美佐子

三

◎岡山県告示第六百九号 の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例(昭和六十年岡山県条例第八号)第十二条第一

項の規定により、

令和五年十二月二十六日

原 木

隆

太

岡山県聴覚障害者センター 岡山市北区南方二丁目一三番一号管理を行わせる施設

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会岡山市北区南方二丁目一三番一号指定管理者となる団体

中西

指定の期間

三

より、指定管理者を次のとおり指定した。 岡山県健康の森学園条例(平成二年岡山県条例第二十八号)第十二条第一項の規定に◎岡山県告示第六百十号

令和五年十二月二十六日

木

隆

太

新見市哲多町大野二〇三四番地の五管理を行わせる施設

岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設

指定管理者となる団体

社会福祉法人健康の森学園 新見市哲多町大野二〇三四番地の五

黒山

 \equiv

令和五年十二月二十六日第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例(平成三年岡山県条例第二十四号)第十二条◎岡山県告示第六百十一号

原 木

太

岡山県総合展示場コンベックス岡岡山市北区大内田六七五番地ほか管理を行わせる施設

Ш

指定管理者となる団体

指定の期間 ペース カール 大表者 丸田産業株式会社 カース 岡山コンソーシー の山市北区本町六番三六号

1 代表取締役ーシアム

伊原木省吾

三

項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。 岡山県岡山セラミックスセンター条例(平成二年岡山県条例第二十号)第十二条第一◎岡山県告示第六百十二号

令和五年十二月二十六日

原 木

太

岡山セラミックスセンター備前市西片上一四〇六番地一管理を行わせる施設

指定管理者となる団体

理事長 矢吹 巧一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団備前市西片上一四〇六番地一八

三

岡山県公報 第12561号 令和5年12月26日

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、◎岡山県告示第六百十三号 農林水産大臣

令和五年十二月二十六日

木

太

新見市西方字川平三六一七から三六一九まで、三六二〇の一保安林予定森林の所在場所

(2)(1) たらりに、間伐に係る森林は、次のとおりとする。 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、主伐に係る伐採種は、定めない。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種

その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置い

岡山県公報 第12561号 令和5年12月26日

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、◎岡山県告示第六百十四号 農林水産大臣

令和五年十二月二十六日

原

新見市哲多町蚊家字千村三四一〇、保安林予定森林の所在場所 字馬場山三四一六の から三四一六の三まで

立木の伐採の方法

(2)(1)たらりに、間伐に係る森林は、次のとおりとする。 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、主伐に係る伐採種は、定めない。

2

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種

その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置い

○岡山県告示第六百十五号
○岡山県告示第六百十五号

伊里・邑久加入区

加入区の名称

岡山県知事

木 隆 太

である。 令和五年十二月二十二日に岡山県議会定例会で議決を経た決算の要領は、 ◎岡山県告示第六百十六号 次のとおり

令和五年十二月二十六日

岡山県知事

原 木

隆 太

令和4年度 一般会計歲入歲出決算書

		(単位・口)
	歳	
款	項	決算額
1 県 税	1果2事長業消取大要大選大要大月財月財日大日日日日10大日日11日12日	273, 959, 799, 189 61, 350, 022, 360 63, 241, 215, 654 94, 667, 229, 497 4, 508, 880, 686 2, 146, 762, 123 662, 224, 625 19, 334, 386, 435 27, 471, 581, 890 10, 620, 900 16, 550, 900 527, 166, 520 23, 157, 599
2 地 方 消 費 税 清 算 金 3 地 方 譲 与 税	1 地方消費税清算金	92, 162, 731, 116 92, 162, 731, 116 38, 320, 339, 000
	 特別法人事業譲与税 地方揮発油譲与好税 本力油 ガス量譲与与税税 申方道路譲与与税税 株環境譲与好税税 森株環境額与税 が、料譲与税 	35, 471, 315, 000 2, 315, 334, 000 73, 436, 000 279, 698, 000 0 118, 359, 000 62, 197, 000
4 地方特例交付金	1 地 方 特 例 交 付 金	1, 176, 707, 000 1, 176, 707, 000
5 地 方 交 付 税 6 交 通 安 全 対 策	1 地 方 交 付 税	176, 983, 668, 000 176, 983, 668, 000 345, 286, 000
特別交付金 7分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金 1 負 担	345, 286, 000 4, 440, 725, 496 4, 440, 725, 496
8 使用料及び手数料	1 使 用 料 2 手 数 料	9, 275, 314, 590 6, 375, 151, 613 2, 900, 162, 977
9国庫支出金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金 3 委 託 金	145, 505, 870, 492 33, 049, 063, 784 111, 772, 728, 129 684, 078, 579
10 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入 2 財 産 売 払 収 入	1, 796, 867, 059 861, 487, 653 935, 379, 406
11 寄 附 金	1 寄 附 金	228, 018, 189 228, 018, 189
12 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金 2 基 金 繰 入 金	23, 970, 329, 703 875, 155, 897 23, 095, 173, 806

10 = 1		10 710 551 500
13 諸 収 入	- 7-7 144 A - 1-455 A T - 10 15 10 1 165	16, 710, 551, 530
	1 延滞金、加算金及び過料等	250, 620, 043
	2 県 預 金 利 子	7, 369, 299
	3 貸付金元利収入	166, 348, 596
	4 受 託 事 業 収 入	1, 953, 088, 711
	5 収 益 事 業 収 入	2, 822, 343, 690
	6 利子割精算金収入	0
	7 雑 入	11, 510, 781, 191
14 県 債		55, 474, 038, 000
	1 県 債	55, 474, 038, 000
15 繰 越 金		14, 810, 819, 444
	1 繰 越 金	14, 810, 819, 444
	- 1974 /C	
歳	合 計	855, 161, 064, 808
,,,,,	7	,,
	歳 出	
	///X	
款	項	決算額
191		<i>V</i>
1 議 会 費		1, 505, 153, 756
1 哦 云 貝	1 議 会 費	
0 纵 麥 弗	1 議	1, 505, 153, 756
2 総 務 費		72, 742, 814, 579
	1 総 務 管 理 費	47, 900, 465, 027
	2 企 画 費	4, 051, 491, 990
	3 地 方 振 興 費	2, 748, 456, 131
	4 徴 税 費	8, 182, 190, 837
	5 市 町 村 振 興 費	955, 911, 034
	6 選 挙 費	1, 039, 587, 114
	7 統計調査費	318, 130, 068
	8 県 民 生 活 費	2, 535, 498, 664
	9 防 災 費	1, 814, 162, 698
	10 環 境 費	2, 903, 507, 613
	11 人 事 委 員 会 費	130, 852, 520
	12 監 査 委 員 費	162, 560, 883
3 民 生 費		122, 962, 093, 702
	1 社 会 福 祉 費	98, 013, 366, 695
	2 児 童 福 祉 費	23, 876, 281, 399
	3 生 活 保 護 費	993, 360, 264
	4 災 害 救 助 費	79, 085, 344
4 衛 生 費		57, 367, 485, 890
	1 公 衆 衛 生 費	46, 312, 190, 373
	2環境衛生費	1, 885, 464, 307
	3 保 健 所 費	1, 917, 054, 638
	4 医 薬 費	7, 252, 776, 572
5 労 働 費	<u> </u>	1, 155, 902, 250
	1 労 政 費	353, 700, 645
	2 職 業 訓 練 費	700, 307, 194
	3 労 働 委 員 会 費	101, 894, 411
6農林水産業費	日 日 田 安 民 五 賃	
6 農 林 水 産 業 費	1 典	38, 918, 693, 575
	1 農 業 費	11, 605, 271, 437
	2 畜 産 業 費	5, 487, 809, 847
	3 農 地 費	12, 584, 243, 535
	4 林 業 費	7, 997, 006, 640
	5 水 産 業 費	1, 244, 362, 116

7 商	I	費		32, 314, 010, 368
			1 商 業 費	19, 994, 543, 623
			2 工 鉱 業 費	11, 671, 500, 633
			3 観 光 費	647, 966, 112
8 土	木	費		75, 499, 534, 539
			1 土 木 管 理 費	6, 634, 563, 493
			2 道 路 橋 り よ う 費	31, 907, 798, 189
			3 河 川 海 岸 費	25, 682, 070, 922
			4 港 湾 費	7, 434, 385, 812
			5都市計画費	2, 672, 461, 804
			6 住 宅 費	1, 168, 254, 319
9 警	察	費		47, 148, 845, 616
			1 警 察 管 理 費	46, 227, 584, 705
			2 警 察 活 動 費	921, 260, 911
10 教	育	費		142, 391, 022, 939
			1 教 育 総 務 費	29, 287, 088, 866
			2 小 学 校 費	37, 583, 891, 219
			3 中 学 校 費	21, 232, 201, 363
			4 高 等 学 校 費	35, 841, 448, 621
			5 特 別 支 援 学 校 費	13, 100, 537, 744
			6 大 学 費	2, 245, 504, 733
			7 社 会 教 育 費	2, 207, 364, 103
			8保健体育費	892, 986, 290
11 災	害 復 旧	費		1, 564, 250, 200
			1 農林水産施設災害復旧費	627, 990, 286
			2 土木施設災害復旧費	936, 259, 914
12 公	債	費		98, 946, 357, 821
			1 公 債 費	98, 946, 357, 821
13 諸	支 出	金		153, 445, 654, 790
			1 地 方 消 費 税 清 算 金	91, 088, 096, 116
			2 個人県民税所得割交付金	139, 194, 000
			3 利 子 割 交 付 金	110, 619, 000
			4 配 当 割 交 付 金	2, 025, 119, 000
			5 株式等譲渡所得割交付金	1, 353, 383, 000
			6 法人事業税交付金	4, 627, 178, 000
			7 地方消費税交付金	46, 766, 634, 000
			8 ゴルフ場利用税交付金	464, 896, 067
			9 自動車取得税交付金	14, 901, 015
			10 環境性能割交付金	881, 305, 506
			11 軽油引取税交付金	5, 828, 309, 086
			12 利 子 割 精 算 金	0
			13 産業廃棄物処理税交付金	146, 020, 000
14 予	備	費		0
			1 予 備 費	0
	歳	出	合 計	845, 961, 820, 025
歳 フ	入歳出差引死	 装額	9, 199, 244, 783 円	
	ち基金繰入		一 円	
,	フェサボノ	(15)		

令和4年度 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

		(単位:円)
	歳 入	
款	項	決算額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3, 194, 977 3, 194, 977
2 繰 越 金	1 繰 越 金	111, 009, 841 111, 009, 841
3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	60, 069, 247 6, 088 59, 737, 559 325, 600
歳	合 計	174, 274, 065
	歳 出	
款	項	決算額
1民生費	1 児 童 福 祉 費	74, 862, 123 74, 862, 123
歳	出 合 計	74, 862, 123
歳入歳出差引残額	99, 411, 942 円	
うち基金繰入額	— 円	

令和4年度 岡山県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

		(単位:円)
	歳	
款	項	決算額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	45, 335, 436, 871 45, 335, 436, 871
2 国 庫 支 出 金		49, 268, 129, 772
	1 国 庫 負 担 金	33, 110, 780, 772
	2 国 庫 補 助 金	16, 157, 349, 000
3 前期高齢者交付金		63, 602, 999, 724
	1 前期高齢者交付金	63, 602, 999, 724
4 共同事業交付金		315, 217, 192
5 財 産 収 入	1 共 同 事 業 交 付 金	315, 217, 192
5 財産収入	1 財 産 運 用 収 入	2, 329, 074 2, 329, 074
6 繰 入 金		10, 341, 995, 843
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10, 251, 573, 164
	2 基 金 繰 入 金	90, 422, 679
7 繰 越 金		8, 407, 067, 956
	1 繰 越 金	8, 407, 067, 956
8 諸 収 入		380, 997, 727
	1 雑 入	380, 997, 727
9 療養給付費等交付金		1, 313, 000
	1 療養給付費等交付金	1, 313, 000
歳	合 計	177, 655, 487, 159
	歳出	
款	項	決算額
1 総 務 費		49, 197, 590
	1 総 務 管 理 費	48, 870, 648
- 10 mA 11 11 11 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 運 営 協 議 会 費	326, 942
2 保険給付費等交付金		139, 060, 804, 377
9. 然拥肯购业十项人签	1 保険給付費等交付金	139, 060, 804, 377
3 後期高齢者支援金等	 1 後期高齢者支援金等	21, 231, 942, 505 21, 231, 942, 505
	1 後期高齢者支援金等	56, 834, 329
T 日本公司日本日本日本日本日本日本	1 前期高齢者納付金等	56, 834, 329
5 介 護 納 付 金	* 114 VX 164 BL C W1 11 77 4	7, 765, 068, 609
71 82 /114 114 114	1 介 護 納 付 金	7, 765, 068, 609
6 病床転換支援金等		73, 291
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	73, 291

7 共同事業拠出金				296, 239, 865
	1 共	同 事 業	拠 出 金	296, 239, 865
8基金支出金				6, 644, 679
	1 基	金 支	出金	6, 644, 679
9 保健事業費				78, 082, 233
	1 保	健 事	業費	78, 082, 233
10 基 金 積 立 金				364, 950, 074
	1 基	金 積	立金	364, 950, 074
11 諸 支 出 金				2, 076, 565, 739
	1 償	還	金	2, 076, 565, 739
12 繰 出 金				11, 674, 000
	1 繰	出	金	11, 674, 000
歳 出	: 合	計		170, 998, 077, 291
歳入歳出差引残額		6, 657,	409, 868 F	9
うち基金繰入額			– F	9

令和4年度 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計歳入歳出決算書

		(単位:円)
	歳	
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	85, 543, 379 85, 543, 379
2 財 産 収 入	1 財産売払収入	0
3 繰 入 金	1 一般会計繰入金	822, 761, 775 822, 761, 775
4 繰 越 金	1 繰 越 金	23, 966, 819 23, 966, 819
5 諸 収 入	1 雑 入 2 県 預 金 利 子	44, 350, 231 44, 350, 230
6 県 債	1 県 債	66, 300, 000 66, 300, 000
歳	. 合計	1, 042, 922, 204
	歳 出	
款	項	決算額
1農林水産業費	1 畜 産 業 費 2 公 債 費	1, 024, 918, 703 760, 236, 327 264, 682, 376
歳	台 計	1, 024, 918, 703
歳入歳出差引残額	18,003,501 円	
うち基金繰入額	— 円	

令和4年度 岡山県造林事業等特別会計歳入歳出決算書

		(単位:円)
	歳	
款	項	決算額
1財産収入	1 財 産 売 払 収 入	12, 419, 652 12, 419, 652
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1, 865, 689, 665 1, 865, 689, 665
3 繰 越 金	1 繰 越 金	35, 451, 610 35, 451, 610
4諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 入	33, 218, 279, 657 33, 216, 000, 000 2, 279, 657
歳	. 合 計	35, 131, 840, 584
	歳 出	
款	項	決 算 額
1農林水産業費	1 林 業 費 2 公 債 費	35, 111, 906, 655 35, 023, 657, 653 88, 249, 002
歳 出	合 計	35, 111, 906, 655
歳入歳出差引残額	19, 933, 929 円	
うち基金繰入額	一 円	

令和4年度 岡山県林業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

	<u> </u>
歳	
款項	決算額
1 繰 入 金 1 一般会計繰入金	0
2 繰 越 金 1 繰 越 金	220, 035, 337 220, 035, 337
3 諸 収 入 1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 入	463, 414, 368 463, 397, 244 17, 124
4 県 債 1 県 債	221, 500, 000 221, 500, 000
歳 入 合 計	904, 949, 705
歳出	
款項	決算額
1 農 林 水 産 業 費 1 林 業 費	664, 810, 882 664, 810, 882
歳出合計	664, 810, 882
歳入歳出差引残額 240,138,823 円	
うち基金繰入額 - 円	

令和4年度 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

		(単位:円)
	歳 入	
款	項	決 算 額
1繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	39, 693 39, 693
2 繰 越 金	1 繰 越 金	376, 050, 268 376, 050, 268
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 入	7, 272, 013 7, 217, 000 55, 013
歳	. 合 計	383, 361, 974
	歳 出	
款	項	決算額
1農林水産業費	1 水 産 業 費	39, 693 39, 693
歳 出	合 計	39, 693
歳入歳出差引残額	383, 322, 281 円	
うち基金繰入額	一 円	

令和4年度 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

							(井区・11)
			歳		入		
	款			項			決 算 額
1 繰	越	金	1 繰	越	4	金	1, 927, 466, 791 1, 927, 466, 791
2 諸	収	入	1 県 2 貸 付 3 雑	預 金	利収	子入入	623, 644, 393 114, 017 623, 510, 376 20, 000
3 県		債	1 県			債	32, 331, 000 32, 331, 000
	歳	入	. 合	計			2, 583, 442, 184
			歳		出		
	款			項			決 算 額
1 商	I.	費	1 商	工	Ţ,	費	570, 890, 194 570, 890, 194
	歳	出	合	計			570, 890, 194
歳入意	贵出差引 死	き額		2, 012,	551, 990	円	
うち	基金繰り	(額			_	円	
		_				_	

令和4年度 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算書 (単位:円)

	歳 入	
款	項	決算額
1 財産収入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	208, 434, 331 207, 295, 019 1, 139, 312
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1, 880, 056, 899 1, 880, 056, 899
歳	、 合 計	2, 088, 491, 230
	歳 出	
款	項	決算額
1 内陸・流通団地 造 成 事 業 費	1 内陸・流通団地造成事業費 2 公 債 費	538, 541, 828 10, 607, 958 527, 933, 870
歳 出	· 合計	538, 541, 828
歳入歳出差引残額	1,549,949,402 円	
うち基金繰入額	一 円	

令和4年度 岡山県公共用地等取得事業特別会計歳入歳出決算書

		(中位・11)
	歳	
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 土地開発基金繰入金	343, 205, 510 311, 678, 437 31, 527, 073
2 繰 越 金	1 繰 越 金	808, 808, 011 808, 808, 011
歳 入	. 合 計	1, 152, 013, 521
	歳出	
款	項	決算額
1 道路等用地取得費	1 道路等用地取得費	260, 865, 032 260, 865, 032
2 公共用地等取得費	1 公共用地等取得費	35, 911, 153 35, 911, 153
歳 出	合 計	296, 776, 185
歳入歳出差引残額	855, 237, 336 円	
うち基金繰入額	— 円	

令和4年度 岡山県後楽園特別会計歳入歳出決算書

歳 入 款 項	款 項 1 使用料及び手数料 1 使 用 2 財 産 収 入 1 財 産 売 払 」 3 繰 入 金 1 一般会計繰 4 諸 収 入 1 雑 5 繰 越 金	決算額 211,944,323 211,944,323 56,100 収入 56,100 47,903,000 47,903,000 3,605,277
1 使用料及び手数料 1 使 用 料 211,944,323 2 財 産 収 入 1 財 産 売 払 収 入 56,100 3 繰 入 金 47,903,000 4 諸 収 入 1 雑 入 3,605,277 5 繰 越 金 9,132,051 歳 入 合 計 272,640,751 歳 出	1 使用料及び手数料 1 使 用 2 財 産 収 入 1 財 産 売 払 」 3 繰 入 金 1 一般会計繰 4 諸 収 入 1 雑 5 繰 越 金	料 211, 944, 323 211, 944, 323 56, 100 収 入 56, 100 47, 903, 000 47, 903, 000 3, 605, 277
1 使 用 料 211,944,323 2 財 産 収 入 1 財 産 売 払 収 入 56,100 3 繰 入 金 47,903,000 4 諸 収 入 3,605,277 1 雑 入 3,605,277 3,605,277 5 繰 越 金 9,132,051 歳 入 合 計 272,640,751 歳 出 世 1 後 楽 園 費 263,507,987 歳 出 合 計 263,507,987 歳 出 合 計 263,507,987	2 財 産 収 入 3 繰 入 金 4 諸 収 入 5 繰 越 金	料 211,944,323 56,100 収入 56,100 47,903,000 人金 47,903,000 3,605,277
2 財 産 収 入 1 財 産 売 払 収 入 56,100 3 繰 入 金 1 一 般 会 計 繰 入 金 47,903,000 4 諸 収 入 3,605,277 5 繰 越 金 9,132,051 歳 入 合 計 272,640,751 歳 出 世 1 後 楽 園 費 263,507,987 歳 出 合 計 263,507,987 263,507,987	2 財 産 収 入 3 繰 入 金 1 財 産 売 払 」 1 一 般 会 計 繰 4 諸 収 入 5 繰 越 金	収入 56, 100 47, 903, 000 入金 47, 903, 000 3, 605, 277
3 繰 入 金 1 一般会計繰入金 47,903,000 47,903,000 47,903,000 47,903,000 47,903,000 3,605,277 3,605,277 5,272 5 繰 越 五 9,132,051 9,132,051 9,132,051 3,605,277 640,751 3,605,277 640,751 3,605,277 640,751 3,605,277 640,751 3,605,277 640,751 3,605,277 640,751 3,507,987 3,507,987 3,507,987 3,507,987 3,605,277	3 繰 入 金 1 一般会計繰 4 諸 収 入 5 繰 越 金	47,903,000 入金 47,903,000 3,605,277
1 雑 入 3,605,277 5 繰 越 金 9,132,051 歳 入 合 計 272,640,751 歳 出 款 項 決算額 1 後 楽 園 費 263,507,987 歳 出 会 お 1 後 楽 園 費 263,507,987 歳 出 合 計 263,507,987	1 雑 5 繰 越 金	
1 繰 越 金 9,132,051 歳 入 合 計 272,640,751 歳 出		
歳 出 款 項 決算額 1後楽園費 1後楽園費 1後楽園費 263,507,987 歳出合計 263,507,987	- 1210 CC	
款 項 決算額 1後楽園費 263, 507, 987 1後楽園費 263, 507, 987 歳出合計 263, 507, 987	歳 入 合 計	272, 640, 751
1 後 楽 園 費 263, 507, 987 1 後 楽 園 費 263, 507, 987 歳 出 合 計 263, 507, 987	歳	Щ
1 後 楽 園 費 263, 507, 987 歳 出 合 計 263, 507, 987	款項	決
歳入歳出差引残額 9,132,764 円	歳 出 合 計	263, 507, 987
	歳入歳出差引残額 9,132,	2,764 円
うち基金繰入額 - 円	うち基金繰入額 -	— 円

令和4年度 岡山県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

		(単位:円 <i>)</i>
	歳	
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	338, 621, 525 338, 621, 525
2 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	0
3 財産収入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	1, 038, 771, 492 431, 904, 087 606, 867, 405
4 繰 入 金	1 一般会計繰入金	95, 805, 044 95, 805, 044
5 繰 越 金	1 繰 越 金	1, 767, 913, 163 1, 767, 913, 163
6 諸 収 入	1 雑 入	141, 860, 607 141, 860, 607
7 県 債	1 県 債	547, 900, 000 547, 900, 000
歳	合 計	3, 930, 871, 831
	歳 出	
款	項	決 算 額
1 土 木 費	1 港 湾 費 2 臨 海 土 地 造 成 費 3 公 債	2, 597, 631, 843 259, 700, 190 572, 434, 196 1, 765, 497, 457
歳	台 計	2, 597, 631, 843
歳入歳出差引残額	1, 333, 239, 988 円	
うち基金繰入額	— 円	

令和4年度 岡山県収入証紙等特別会計歳入歳出決算書

藤 入 項 決算額 1 証 紙 収 入 1 証 紙 収 入 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,913,675,128 2,518,847,700 3 繰 入 金 122,528,798 1 一般会計繰入金 122,528,798 4 繰 越 金 199,339,066 1 22,528,798 4 繰 越 金 199,339,066 1 繰 並 金 199,339,066 1 24			(単位:円 <i>)</i>
1 証 紙 収 入 1 証 紙 収 入 2,913,675,128 2 証 紙 代 金 収 納 計 器 収 入 1 証 紙 代 金 収 納 計 器 収 入 2,548,847,700 3 繰 入 金 1 一 般 会 計 繰 入 金 122,528,798 4 繰 越 金 1 操 越 金 199,339,066 市 於 入 合 計 5,784,390,692 市 証 紙 費 1 証 紙 管 理 費 3,018,262,980 2 証 紙 代 金 収 納 計 器 費 1 証 紙 管 理 費 2,570,093,847 市 計 器 費 1 証 紙 代 金 収 納 計 器 費 1 証 代 金 収 納 計 器 費 1 証 代 金 収 納 計 器 費 5,588,356,827		歳	
2 証紙代金収納計器収入 2,913,675,128 2 証紙代金収納計器収入 2,548,847,700 3 繰入金 1 証紙代金収納計器収入 122,528,798 4 繰越金 1 22,528,798 1 22,528,798 4 繰越金 1 1 22,528,798 1 22,528,798 5,784,390,666 1 1 22,528,798 1 22,528,798 1 22,528,798 1 22,528,798 1 22,528,798 1 22,528,798 1 22,528,798 1 29,339,066 1 2 2,528,798 1 22,578,339,066 1 3,018,262,980 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	款	項	決算額
計器収入 1 証紙代金収納計器収入 2,548,847,700 3 繰入 金 122,528,798 1 一般会計繰入金 122,528,798 1 繰越金 199,339,066 歳入合計 5,784,390,692 歳 日 歳 日 ま 1 証紙管理費 3,018,262,980 2 証紙代金収納計器管理費 2,570,093,847 歳出合計 5,588,356,827	1証紙収入	1 証 紙 収 入	
1 一般会計繰入金 122,528,798 199,339,066 1線 越金 199,339,066 1線 越金 199,339,066 1線	計 器 収 入	1 証紙代金収納計器収入	
1 繰 越 金 199, 339, 066 歳 入 合 計 5, 784, 390, 692 歳 出		1 一 般 会 計 繰 入 金	
款 項 決算額 1 証 紙 費 3,018,262,980 2 証 紙 代 金 収 納計器管理費 3,018,262,980 2 証 紙 代 金 収 納計器管理費 2,570,093,847 表 出 合 計 5,588,356,827	4 繰 越 金	1 繰 越 金	
款 項 決算額 1 証 紙 費 3,018,262,980 2 証 紙 代 金 収 納計器管理費 3,018,262,980 2 証 紙 代 金 収 納計器管理費 2,570,093,847 表 出 合 計 5,588,356,827	歳	合 計	5, 784, 390, 692
1 証 紙 費 3,018,262,980 1 証 紙 管 理 費 3,018,262,980 2 証 紙 代 金 収 納 計 器 費 1 証紙代金収納計器管理費 2,570,093,847 歲 出 合 計 5,588,356,827		歳出	
2 証 紙 代 金 収 納計器管理費 3,018,262,980 2 証 紙 代 金 収 納計器管理費 2,570,093,847 2 表 出 合 計 5,588,356,827	款	項	決算額
2 証 紙 代 金 収 納計 2,570,093,847 計器費 1 証紙代金収納計器管理費 2,570,093,847 歳 出合計 5,588,356,827	1 証 紙 費	1 証 紙 管 理 費	
		1 証紙代金収納計器管理費	
歳入歳出差引残額 196,033,865 円	歳	H 合 計	5, 588, 356, 827
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	歳入歳出差引残額	196, 033, 865 円	
。 た 其 み 編 入 類	うち基金繰入額	一 円	

令和4年度 岡山県用品調達特別会計歳入歳出決算書

		(単位:円)
	歳	
款	項	決 算 額
1用品収入	1 用 品 収 入	248, 115, 524 248, 115, 524
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	580, 144 580, 144
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	772, 200 772, 200
4 繰 越 金	1 繰 越 金	13, 751, 505 13, 751, 505
歳	合 計	263, 219, 373
	歳出	
款	項	決 算 額
1 用 品 調 達 費	1 調 達 費	253, 756, 035 253, 756, 035
歳出	合 計	253, 756, 035
歳入歳出差引残額	9, 463, 338 円	
うち基金繰入額	— 円	

令和4年度 岡山県公債管理特別会計歳入歳出決算書

1 一般会計繰入金 98,946,627,140 2 特別会計繰入金 3,228,262,890 3 基金繰入金 9,990,000,000 2 県 債 74,557,410,000 1 県 債 74,557,410,000 1 県			(中位・11)
1 繰 入 金 1 一般会計繰入金 98,946,627,140 2 特別会計繰入金 3,228,262,890 3 基 金 繰 入 金 9,990,000,000 2 県 債 74,557,410,000 歳 入 合 計 186,722,300,030 歳 及 債 費 1 公 債 費 186,722,300,030		歳 入	
1 一般会計繰入金 98,946,627,140 2 特別会計繰入金 3,228,262,890 3 基金繰入金 9,990,000,000 2 県 債 74,557,410,000 1 県 債 74,557,410,000 1 県	款	項	決算額
1 県 債 74,557,410,000 歳 入 合 計 186,722,300,030	1 繰 入 金	2 特 別 会 計 繰 入	金 3, 228, 262, 890
歳 出	2 県 債	1 県	74, 557, 410, 000 債 74, 557, 410, 000
款 項 決 算 額 1 公 債 費 186,722,300,030 1 1 公 債 費 186,722,300,030	歳 入	. 合 計	186, 722, 300, 030
1 公 債 費 186,722,300,030		歳 出	
1 公 債 費 186,722,300,030	款	項	決算額
歳 出 合 計 186,722,300,030	1 公 債 費	1 公 債	186, 722, 300, 030費186, 722, 300, 030
	歳出	合 計	186, 722, 300, 030
歳入歳出差引残額 0 円	歳入歳出差引残額	0	円 円
うち基金繰入額 ー 円	うち基金繰入額	_	円

令和五年十二月二十六日一項の規定により、倉敷農業振興地域の区域を次のとおり変更する。「六一二」農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第

岡山県知事

て一般の縦覧に供する。)
(「次のとおり」は省略し、 その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課に備え置い

岡山県公報 第12561号 令和5年12月26日

令和五年十二月二十六日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。(六一三)次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

木

太

許可を受けた者の住所及び氏名 都窪郡早島町早島字山川下三五四五―二三、三五四五―二七開発区域又は工区に含まれる地域の名称 岡山県知事 伊原

倉敷市船倉町一二二八

陽隆 和世

三

許可年月日及び許可番号

令和五年九月十四日岡山県指令建指第二〇一号

令和五年十二月二十六日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔六一四〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

9名称 岡山県知事 伊 原 木

太

総社市井手字袋ノ東一九二―三開発区域又は工区に含まれる地域

オアゾー〇三

令和五年九月二十日岡山県指令建指第二○七号

令和五年十二月二十六日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。(六一五)次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原 木

太

総社市金井戸字御所三一三―三開発区域又は工区に含まれる地域 9名称 岡山県知事

令和五年十一月二日岡山県指令建指第二四五号 一 許可年月日及び許可番号 谷口 祐子 谷口 祐子 一 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県公報 第12561号 令和5年12月26日

令和五年十二月二十六日とおり契約の相手方等を決定した。 年政令第三百七十二号。 牛政令第三百七十二号。以下「政令」という。)に基づき、特定調達契約につき、次の〔六一六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七

岡山県知事

太

岡山県立学校学習系ネットワー調達件名 ク通信回線サー ビス提供業務

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日まで 岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

岡山市北区内山下二丁目四番六号

令和五年十二月六日 契約の相手方を決定した日

五

契約の相手方の氏名及び

株式会社オー

岡山市北区大内田六七五番地

契約の相手方を決定した手続

七

九〇〇円(うち消費税額及び

地方消費税の額

八五、

九〇〇円)

(契約方法)

政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和五年十二月二十六日岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県企業局職員就業規則(昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号)岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程 片 山 誠 の一部を次の

ように改正する。

この規程は、令和六年一月一第十五条第一項第十五号中一 七 月 に改める。

令和六年一月一 日 から施行する。

の規定により実施した令和五年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定によ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第一項、第二項及び第四項◎岡山県監査公表第六号

令和五年十二月二十六日次のとおり公表する。

美義雅茂

保正彦智

岡山県監査委員岡山県監査委員 飛浅山笹

山間本井

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財務監査及び行政監査

(2) 監査の対象

(内 訳)

知事部局35機関諸局・企業会計6機関教育委員会74機関公安委員会23機関

③ 監査実施機関 監査対象138機関のすべてについて監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

① 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正で、 経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

② 行政監査

事務全般を対象とし、その執行が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ 効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準(令和2年3月27日岡山県監査公表第5号)に準拠し、次のとおり実施した。

なお、行政監査については、テーマを選定せず、財務監査に併せて実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。なお、出先機関の一部については、提出を受けた書面により調査を実施し、必要に応じ当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査(63機関)

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、 当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査(75機関)

監査委員が、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に

努めていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した138機関のうち、18機関について41件の改善を要すると認められる事案(指摘事項)があった。これは、前年度の20機関・53件に比べ、機関数、件数ともに減少している。
- ② 指摘事項のうち収入未済に係る29件に関しては、14件について収入未済額が減少しているものの、14件については収入未済額が増加、1件については増減がなかった。なお、収入未済額が減少したもの及び増減がなかったものについても、多額の収入未済額が残っている。
- ③ 収入未済以外の指摘事項12件に関しては、岡山県財務規則をはじめとする諸規程に反すると認められるもの、また、このような事務処理の誤りの結果、対外的に影響が生じていると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続等に問題があり、是正すべきと認められるもの(注意・指導事項)は67機関で302件あり、前年度の76機関・357件に比べ、機関数、件数ともに減少している。
- ⑤ 本年度から内部統制に依拠した監査の推進に取り組み、内部統制制度においてリスク発生報告を行っているものについては、原則として、指摘事項等の対象外としたことから、指摘事項と注意・指導事項とを合わせた件数は、343件と、前年度の410件から67件の減少となっている。

ちなみに、指摘事項と注意・指導事項とを合わせた件数343件と令和4年度の 内部統制制度におけるリスク発生報告件数126件を合わせると469件となる。

今後も、全庁的に内部統制制度を推進するため、リスク発生報告件数が、当 分の間は増加すると思われるが、内部統制が有効に機能することにより、数年 後には減少に転じていくことが予想される。

	10.79	(グに転していくことが)心で	4 - 20			
	監査実施機関監査監査		指指		区	分
		血且天ル傚闵	篇.	事項	実地	書面
知	知	事直轄・総合政策局・総務部	令和5年10月30日	_	0	
事		消防学校	令和5年8月17日	_	0	
部		東京事務所	令和5年7月21日	_	0	
局		県立記録資料館	令和5年8月16日	_	0	
	県	民生活部	令和5年10月30日	有	0	
		岡南飛行場管理事務所	令和5年8月7日	有	0	

	岡山空港管理事務所	令和5年8月18日	ı	0	
	消費生活センター	令和5年8月3日	ı	0	
	男女共同参画推進センター	令和5年8月16日	l	0	
環	竟文化部	令和5年11月2日	ı	0	
	環境保健センター	令和5年8月7日	_	0	
	県立美術館	令和5年7月25日	_	0	
保任	建医療部	令和5年11月2日	有	0	
子。	ども・福祉部	令和5年11月2日	有	0	
	福祉相談センター(中央児童 相談所を含む。)	令和5年8月3日	有	0	
	倉敷児童相談所	令和5年8月29日	有	0	
	津山児童相談所	令和5年8月25日	有	0	
	県立成徳学校	令和5年8月22日	有	0	
	健康の森学園	令和5年9月8日			0
産	業労働部	令和5年10月26日	有	0	
	大阪事務所	令和5年7月28日	_	0	
	工業技術センター	令和5年8月18日	_	0	
	南部高等技術専門校	令和5年8月29日	_	0	
	北部高等技術専門校	令和5年8月25日	_	0	

_					
	北部高等技術専門校美作校	令和5年8月9日	_	0	
農	林水産部	令和5年10月24日	有	0	
	農林水産総合センター	令和5年8月30日	_	0	
	県営食肉地方卸売市場	令和5年7月25日	I	0	
土	木部	令和5年10月26日	有	0	
	後楽園事務所	令和5年8月23日	ı	0	
出	· 納局	令和5年11月6日	_	0	
	前県民局(東備地域事務所を含 。)	令和 5 年10月20日	有	0	
	中県民局(井笠、高梁、新見地 事務所を含む。) -	令和5年10月10日	有	0	
	水島港湾事務所		ı	0	
	作県民局 (真庭、勝英地域事務 を含む。)	令和5年10月2日	有	0	
議	会事務局	令和5年10月24日	ı	0	
人	事委員会事務局	令和5年11月6日	1		0
労	働委員会事務局	令和5年11月1日	1		0
監	查事務局	令和5年11月14日	_		0
企	業局	令和5年7月14日	有	0	
土計	木部都市局(流域下水道事業会)	令和5年7月14日	_	0	

教	教育庁	令和5年10月24日	有	0	
育	岡山教育事務所	令和5年7月5日	_		0
委	津山教育事務所	令和5年9月13日	_		0
員	総合教育センター	令和5年7月27日	_		0
会	生涯学習センター	令和5年6月27日	_		0
	県立図書館	令和5年7月25日	_		0
	県立博物館	令和5年8月23日	_	0	
	古代吉備文化財センター	令和5年7月13日	_	0	
	岡山朝日高等学校	令和5年8月22日	_	0	
	岡山操山高等学校(中学校を含む。)	令和5年8月10日	_		0
	岡山芳泉高等学校	令和5年7月10日	_		0
	岡山一宮高等学校	令和5年7月19日		0	
	岡山城東高等学校	令和5年6月29日	_		0
	西大寺高等学校	令和5年7月12日	_		0
	瀬戸高等学校	令和5年7月12日	_		0
	高松農業高等学校	令和5年7月19日	_	0	
	興陽高等学校	令和5年8月7日	_		0
	瀬戸南高等学校	令和5年6月27日	_		0

岡山工業高等学校	令和5年7月12日	_	0	
東岡山工業高等学校	令和5年7月3日	_	0	
岡山東商業高等学校	令和5年9月4日	_		0
岡山南高等学校	令和5年9月13日	_		0
岡山御津高等学校	令和5年7月25日	_		0
倉敷青陵高等学校	令和5年8月3日	_		0
倉敷天城高等学校(中学校を含む。)	令和5年7月6日		0	
倉敷南高等学校	令和5年7月26日	_		0
倉敷古城池高等学校	令和5年7月7日	_	0	
倉敷中央高等学校	令和5年7月26日	_		0
玉島高等学校	令和5年8月3日	_		0
倉敷鷲羽高等学校	令和5年7月7日		0	
倉敷工業高等学校	令和5年7月6日		0	
水島工業高等学校	令和5年7月4日		0	
倉敷商業高等学校	令和5年7月25日	_		0
玉島商業高等学校	令和5年7月5日	_		\circ
津山高等学校(中学校を含む。)	令和5年7月25日	_		0
津山東高等学校	令和5年7月25日	_		0

津山工業高等学校	令和5年8月23日	_		0
津山商業高等学校	令和5年7月25日	_		0
玉野高等学校	令和5年6月20日	_		0
玉野光南高等学校	令和5年7月18日	-	0	
笠岡高等学校	令和5年7月10日	l		\circ
笠岡工業高等学校	令和5年6月28日	_		0
笠岡商業高等学校	令和5年6月22日	_		0
井原高等学校	令和5年9月19日	_		0
総社高等学校	令和5年7月26日	_		0
総社南高等学校	令和5年6月27日	_		0
高梁高等学校	令和5年9月13日	_		0
高梁城南高等学校	令和5年8月1日	_		0
新見高等学校	令和5年8月7日	_		0
備前緑陽高等学校	令和5年8月17日	_	0	
邑久高等学校	令和5年7月26日	_		0
勝山高等学校	令和5年7月26日	_		0
真庭高等学校	令和5年7月25日	_		0
林野高等学校	令和5年7月26日	_		0
鴨方高等学校	令和5年7月5日	_		0

和気閑谷高等学校	令和5年7月27日	_		0
矢掛高等学校	令和5年7月25日	_		0
勝間田高等学校	令和5年7月18日	_		0
烏城高等学校	令和5年7月12日	_		0
岡山大安寺中等教育学校	令和5年7月12日	_	0	
岡山盲学校	令和5年6月29日	_	0	
岡山聾学校	令和5年7月25日	_		0
岡山支援学校	令和5年7月6日	_		0
岡山西支援学校	令和5年7月10日	_		0
岡山東支援学校	令和5年6月29日	_	0	
岡山南支援学校	令和5年6月20日	_		0
岡山瀬戸高等支援学校	令和5年7月3日	_	0	
倉敷まきび支援学校	令和5年7月10日	_		0
倉敷琴浦高等支援学校	令和5年7月27日	_		0
西備支援学校	令和5年7月10日	_		0
健康の森学園支援学校	令和5年9月8日	_		0
東備支援学校	令和5年7月10日	_		0
早島支援学校	令和5年7月26日	_		0
誕生寺支援学校	令和5年9月13日	_		0

		•			
公	警察本部	令和5年11月6日	有	0	
安	岡山中央警察署	令和5年8月1日	_		0
委	岡山東警察署	令和5年7月27日	_		0
員	岡山西警察署	令和5年7月31日	_		0
会	岡山南警察署	令和5年7月25日	_		0
	岡山北警察署	令和5年7月5日	_		0
	赤磐警察署	令和5年7月3日	_		0
	備前警察署	令和5年8月16日	有		0
	瀬戸内警察署	令和5年8月2日	_		0
	玉野警察署	令和5年7月18日	_	0	
	児島警察署	令和5年7月25日	_		0
	倉敷警察署	令和5年7月25日	_		0
	水島警察署	令和5年7月5日	_		0
	玉島警察署	令和5年8月1日	_		0
	笠岡警察署	令和5年7月4日	_	0	
	井原警察署	令和5年6月27日	_		0
	総社警察署	令和5年7月13日	_	0	
	高梁警察署	令和5年7月20日	_	0	
	新見警察署	令和5年7月25日	_		0

真庭警察署	令和5年7月20日	_	0	
津山警察署	令和5年7月27日			0
美作警察署	令和5年8月9日	_	0	
美咲警察署	令和5年7月10日	_		0

(2) 個別的事項(指摘事項)

- 〇 知事部局
 - ① 県民生活部

ア 本庁

・自立促進資金貸付金償還金について、総額は減少しているものの、多額の 収入未済額があり、早期解消が必要である。

自立促進資金貸付金償還金収入未済状況

令和3年度末	13, 334, 447円
令和4年度末	12, 103, 347円
比較増減	△1, 231, 100円

・生業修学資金貸付金償還金について、総額は減少しているものの、多額の 収入未済額があり、早期解消が必要である。

生業修学資金貸付金償還金収入未済状況

令和3年度末	15, 702, 060円
令和4年度末	13, 586, 060円
比較増減	△2, 116, 000円

イ 岡南飛行場管理事務所

・収入証紙で支払うべき小型航空機の停留料について、特別徴収の期間であった平成30年5月分から7月分までの160,908円が未納となっており、また、条例に則った適切な対応が取られず、停留料の未納額が増加する状況が継続しているものが認められた。未納の解消ととともに、未収入として計上されなかったことが、問題の長期化につながったと考えられることか

ら、同様の事案が発生しないよう、再発防止に向けた規程の整備や仕組み の確立に向けて検討が必要である。

② 保健医療部

ア 本庁

- ・自動販売機売上手数料について、納入通知書が未発行であったため調定決議をやり直し、3か月以上遅れて納入通知を行ったため、県への収入時期が遅れたものが認められた。
- ・新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金(令和2、3年度分)の交付について、退院日の取扱い誤りや適用単価の誤り等により過大交付となったものが認められた。

③ 子ども・福祉部

ア 本庁

・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当 該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらな る改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	6, 393, 585円
令和4年度末	6, 418, 581円
比較増減	24, 996円

イ 福祉相談センター

・児童保護弁償金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入 未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要 である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和3年度末	5,011,900円
令和4年度末	5, 405, 470円
比 較 増 減	393, 570円

ウ 倉敷児童相談所

・児童保護弁償金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入

未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和3年度末	4, 679, 445円
令和4年度末	5, 358, 865円
比較増減	679, 420円

工 津山児童相談所

・児童保護弁償金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和3年度末	9, 206, 410円
令和4年度末	8, 457, 310円
比較増減	△749, 100円

才 県立成徳学校

- ・給食調理業務委託の契約において、支払額が100万円以上であるにもかか わらず検査調書を作成していないものが認められた。
- ・過去の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本 年度の監査においても、バス借上に係る使用料の支払について、履行確認 の表示がなく、改善できていないものが認められた。

④ 産業労働部

ア 本庁

・岡山県時短要請協力金返還金について、収入未済額が新たに発生しており、 収入未済の早期解消に向けて、改善が必要である。

岡山県時短要請協力金返還金収入未済状況

令和3年度末	0円
令和4年度末	1,821,000円
比較増減	1,821,000円

・中小企業支援資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年 度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改 善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	446, 098, 382円
令和4年度末	664, 331, 112円
比較増減	218, 232, 730円

⑤ 農林水産部

ア 本庁

・三徳園の職員駐車場の使用料について、収入伺を作成したものの4月分から7月分の調定決議書の作成を適正な時期に行っていなかったため、県への収入時期が遅れたものが認められた。

⑥ 土木部

ア 本庁

・住宅使用料について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

住宅使用料収入未済状況

令和3年度末	45, 808, 667円
令和4年度末	51, 345, 009円
比 較 増 減	5, 536, 342円

⑦ 備前県民局

ア 本局

・県税(現年課税分)について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に 収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が 必要である。

県税 (現年課税分) 収入未済状況

令和3年度末	619, 557, 913円
--------	----------------

令和4年度末	665, 812, 624円
比較増減	46, 254, 711円

・県税 (滞納繰越分) について、総額は減少しているものの、多額の収入未 済額があり、早期解消が必要である。

県税 (滞納繰越分) 収入未済状況

令和3年度末	627, 389, 549円
令和4年度末	587, 661, 856円
比較増減	△39, 727, 693円

・生活保護費返還金・徴収金等について、総額は減少しているものの、多額 の収入未済額があり、早期解消が必要である。

生活保護費返還金·徵収金等収入未済状況

令和3年度末	3, 228, 549円
令和4年度末	2,732,906円
比較増減	△495, 643円

・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、総額は減少しているものの、多額 の収入未済額があり、早期解消が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	9,614,107円
令和4年度末	9, 172, 091円
比較増減	△442,016円

・農業改良資金貸付金違約金について、総額は減少しているものの、多額の 収入未済額があり、早期解消が必要である。

農業改良資金貸付金違約金収入未済状況

令和3年度末	17, 694, 403円
令和4年度末	17, 384, 403円
比較増減	△310,000円

⑧ 備中県民局

ア 本局

・県税(滞納繰越分)について、総額は減少しているものの、多額の収入未 済額があり、早期解消が必要である。

県税 (滞納繰越分) 収入未済状況

令和3年度末	392, 002, 559円
令和4年度末	383, 186, 229円
比 較 増 減	△8, 816, 330円

・県税関係諸収入(延滞金、加算金)について、多額の収入未済額がある上 に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、 さらなる改善が必要である。

県税関係諸収入(延滞金、加算金)収入未済状況

令和3年度末	1, 362, 440円
令和4年度末	6, 310, 186円
比 較 増 減	4, 947, 746円

・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当 該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらな る改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	4, 527, 382円
令和4年度末	4, 709, 279円

比較増減	181, 897円
------	-----------

・農業改良資金貸付金元金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

農業改良資金貸付金元金収入未済状況

令和3年度末	5, 040, 000円
令和4年度末	4,875,000円
比較増減	△165,000円

霞橋側道橋放火に係る原因者負担金収入未済状況

令和3年度末	3,567,040円
令和4年度末	3,567,040円
比較増減	0円

・令和3年度建設事業費市町村負担金精算に伴う還付金の支払において、 支出調書を作成することなく支払ったものが認められた。

⑨ 美作県民局

ア 本局

・県税(現年課税分)について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に 収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が 必要である。

県税 (現年課税分) 収入未済状況

令和3年度末	58, 816, 379円
令和4年度末	74,841,701円
比較増減	16, 025, 322円

・県税(滞納繰越分)について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税 (滞納繰越分) 収入未済状況

令和3年度末	106, 749, 539円
令和4年度末	87, 587, 452円
比較増減	△19, 162, 087円

・生活保護費返還金・徴収金について、多額の収入未済額がある上に、当該 年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる 改善が必要である。

生活保護費返還金,徵収金収入未済状況

令和3年度末	3, 057, 805円
令和4年度末	3, 649, 756円
比較増減	591, 951円

- ・屋外広告物事務において、許可申請書類を未処理のまま放置し、収入証 紙の返還に至ったものが認められた。
- ・令和2年度から令和4年度までに行った屋外広告物事務に係る事務処理 において、正当な理由なく処理を遅延し、あるいは適正な決裁手続を経 ずに許可書を交付し、あるいは許可申請書類を未処理のまま放置するな ど、65件の不適正な事務処理があったものが認められた。
- ・公有財産購入費の支出について、金額の半分の受領を代理人へ委任されているにもかかわらず、誤って全額を契約者へ支払っているものが認められた。

イ 真庭地域事務所

・ガードレール修繕に係る費用弁償について、総額は減少しているものの、 多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

ガードレール修繕に係る費用弁償収入未済状況

令和3年度末	1, 532, 000円
--------	--------------

令和4年度末	1, 502, 000円
比較増減	△30,000円

○ 諸局等

企業局

・営業未収金(給水料金)について、総額は減少しているものの、多額の収入 未済額があり、早期解消が必要である。なお、債務者が和解条項に反し、償 還が滞った場合には、給水停止や抵当権の実行等の措置についての実施を検 討する必要がある。

営業未収金(給水料金)収入未済状況

令和3年度末	81, 211, 512円
令和4年度末	80, 941, 512円
比較増減	△270,000円

・庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に多大 な損害が生じているものが認められた。

○ 教育委員会

① 教育庁

・高等学校貸付奨学金返還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

高等学校貸付奨学金返還金収入未済状況

令和3年度末	7, 825, 794円
令和4年度末	7, 098, 540円
比較増減	△727, 254円

・地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金(高等学校等奨学金貸付金) について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加して いることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金(高等学校等奨学金貸付金)収入未済状況

令和3年度末	21, 491, 929円
令和4年度末	28, 047, 148円
比較増減	6, 555, 219円

・地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金(大学奨学金貸付金)について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金(大学奨学金貸付金)収入未済状況

令和3年度末	3, 423, 672円
令和4年度末	3, 020, 938円
比較増減	△402, 734円

・地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息について、多額 の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、 早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息収入未済状況

令和3年度末	1,039,590円
令和4年度末	2, 285, 955円
比較増減	1, 246, 365円

〇 公安委員会

① 警察本部

・放置違反金等について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。 放置違反金等収入未済状況

令和3年度末	1,514,200円
令和4年度末	1, 785, 200円

比 較 増 減 271,000円

② 備前警察署

・警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に損害が 生じているものが認められた。

3 所見

(1) 財務に関する事務の適正化について

前年度の監査の結果に対する意見において、適正かつ効率的な財務に関する事務の執行を求めていたものに関し、件数では若干減少したものの、一部に依然として財務に関する事務の適正な執行が徹底されていないものがある。

中でも、財産関係では、公用車による交通事故での亡失損傷が引き続き多くの機関で発生している。前年度と同様にバック時の接触事故等不注意による自損事故が多くを占め、また、依然として原因がわからないものも存在し、「県の保有する財産は県民が保有する財産である。」との認識が徹底されていない。各機関とも交通事故発生の絶無を目指し、安全運転教育及び公用車の適正な管理に対する意識の一層の徹底に努められたい。

特に、令和4年度については、内部統制評価報告書において運用上の重大な不備に該当すると判断された、美作県民局における屋外広告物事務に係る不適正な事務処理の事案や、岡南飛行場管理事務所における停留料が5年間にわたり徴収されず、現在も停留料の額が増え続けている重大事案を把握したところであり、同様の事案が発生しないよう、再発防止に向けた全庁的な取組が必要と思われる。

上記の事案は、長年にわたるコミュニケーション不足とミスを防止する仕組みづくりを、組織として上司が責任を持って構築することなく放置されたことに起因していると考えられる。職場内のミスを積極的に報告する空気を醸成し、重大な不備に至ることを防ぐ仕組みづくりをしっかりと行い、適正かつ効率的な財務に関する事務の執行に努められたい。

(2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済額の総額は、前年度より増加し多額となっており、 適正に財源を確保する観点に立って、県民負担の不公平感の払拭のためにも、個々 の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、悪質な場合は法的手段の活用に よる徹底した債権管理を行うことにより、早期解消に努められたい。

第12561号 令和5年12月26日 岡山県公報

山県公安委員会規則第十二号

山県道路交通法施行細則 の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

員

岡山県道路交通法施行細則 (昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号)細則の一部を改正する規則 田 県 公 安 委 員

ように改正する。 の一部を次

同条第五項を同条第四項とし、中「前二項」を「前項」に改め、 第六条の見出し中「又は時間制限駐車区間」を削り、同条第一第四条の二第一項第五号中「及び時間制限駐車区間」を削る。 同条第九項中「第五項」を「第四項」 同項を同条第五項とし、 同条第六項ただし書中「第三項ただし書」を「第二項た 同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、 同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を 同条第二項を削り、 同項を同条第八項とす

又は同法第49条の5」

(施行期日)

この規則は、 令和六年三月

(経過措置)

の間、所要の調整をして使用することができる。この規則による改正前の岡山県道路交通法施行細則に定める様式による用紙は、

岡山県公報 第12561号 令和5年12月26日

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和五年度第一号

護を図るため、 ため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により、

七号は、令和六年三月三十一日をもって廃止する。 なお、 令和四年十二月二十七日に指示した岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第

令和五年十二月二十六日

岡山海区漁業調整委員会

全甲幅十五センチメートル未満のものに限る。

がざみ(わたりがに)。ただし、禁止する水産動物の種類

禁止区域

岡山県海面

兀 適用除外

員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。給を含む。)(以下「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について当委 この指示は、 試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。) の供給

五.

令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日まで

岡山県公報 第12561号 令和5年12月26日

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定により、令和六年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示す

令和五年十二月二十六日

令和6年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

岡山県内水面漁場管理委員会

長

(単位:kg ただし、わかさぎは卵数について 単位:万粒)

	できる。	次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。	代替措置を	こり放流の1	る方法によ	次に掲げ	に応じて、	漁業権番号ごとの指示量に応じて、	権番号ごと		にについて	びもくずが	てながえび及びもくずがにについては、	はえ、て	備考に
1 1	45 5			160 40	1 1	11	45 5		1, 090 470	75 15	1 1	淡水	児 島 湾 "		内共第20号 内共第21号
1 1	40 10	1 1	1 1	15 5	1 1	1 1	25 25	1 1	230 100	10 5	1 1	JII	番 "	বানবান	内共第18 ⁴ 内共第19 ⁴
İ	ı	50	500	I		I	1	500	I	35	1,690	見	新	中	内共第17
- 25 25		20 5	111	111	111	 ගග	111	15 25	7	50 10	1, 130 200 —	Ш	聚 == 3		内共第14号 内共第15号 内共第16号
ı	I	30	I	I	I	I	I	-	I	15	260	町	芳 井		内共第13号
15	ı	30	I	I	I	10	I	-	I	25	290	JII	中		内共第12号
75	ı	150	1	ı	1	20	1	-	60	90	2,680	JII	闸梁		内共第11号
ı	ı	30	I	I	150	I	I	360	I	20	300	芒	旭 川		内共第10号
I	I	30	I	I	100	I	I	190	I	25	330	原	湯	9号	内共第
I	ı	50	I	I	100	I	I	460	150	100	1,560	中央	旭川	8号	内共第
10	I	100	_	-	_	10	_	_	40	50	1, 290	南部	旭 川	7号	内共第
I	ı	I	I	I	I	I	1	220	1	1	270	Л	奥準	6号	内共第
I	I	30	_	_	_	I	_	130	_	15	330	ЛП	久 田	5号	内共第
I	ı	30	I	I	30	I	I	160	I	15	390	郷	加 茂	中	内共第4
10	I	100	I	I	I	10	I	290	20	40	1,330	Л	吉 井	3号	内共第
15	ı	90	_	_	50	I	_	320	30	50	1,210	ЛП	吉 野	2号	内共第
50	ı	80	ı	I	50	10	I	1	30	50	1,090	南部	吉 井 川	1号	内共第
もくずがに	てながえび	F K	わかさぎ	(1 24	たじます	すっぽん	なまず	(Й Ж Я	\$ \$	うなぎ	* \$	斯名) 名)	(漁業権者名)	希。	漁業権番号
魚種	代替措置可能魚	代春		種		魚		流		放		祖今を	油墨树同铅合名		

_				1 _				۱ _					1
			蒞	(3)			蒞	(2)	1			蒞	
	I	10 kg	示量	親がに・C1	12	19kg	小 量	産卵床造成	$101 \sim 150$	$51 \sim 100$	$1\sim 50^{\rm kg}$	示 量	
4	で10kgの増殖とみな	親がに8.4kgの放流	親がに放流基準			15 無	造成束数	産卵床造成 (てながえび)	3	2	1 箇所	造成箇所数	
	とみな	の放流	基準	の稚がい	とみなす。	ソダ10	治)		OSADE	1箇所	造	
	10kgの増殖とみなす。	C1、0.13kgの放流で	C1放流基準	(甲幅約3mmの稚がに) 放流 (もくずがに)	す。	ソダ10束の造成で12kgの増殖	成基準			JUKg UJ 肯定とかより。	1 箇所当たり500㎡の造成で	成 基 準	

水源の涵養 土砂の 流出の防備

に誤りがあった。
〔一四〕令和五年十一月十七日付け公布岡山県告示第五百六十号(保安林の指定予定)